

## 建設工事等の金入り設計書等の情報提供が始まります

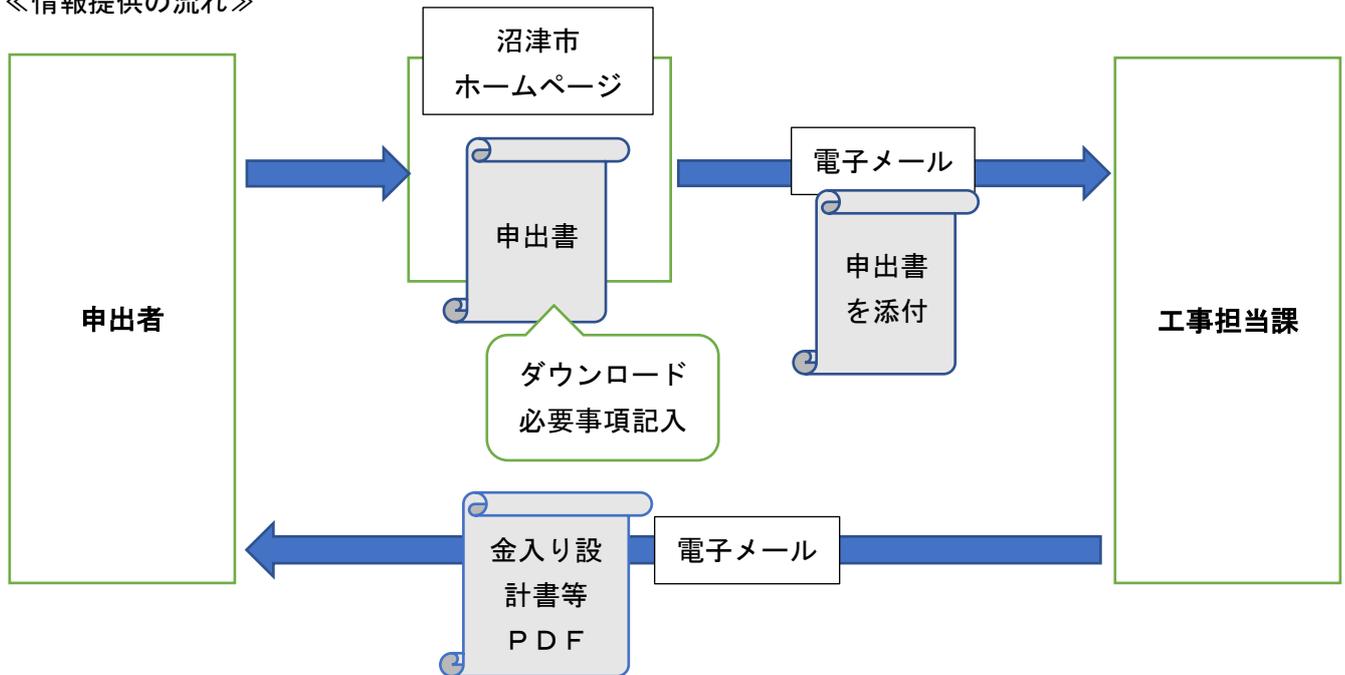
令和5年12月1日より、市が発注する建設工事等の金入り設計書等（以下「工事設計書等」という。）について、より簡単な手続きで迅速に情報の提供を行えるよう、手続きをオンライン化し、電子メールによる情報提供を開始します。

### 《情報提供の対象となる工事設計書等》

次の要件を全て満たすもの

- 1 契約済みの建設工事及び建設工事関連業務委託に係る工事設計書等であること（沼津市総務課ホームページに掲載する建設工事等一覧表を参照）
- 2 沼津市情報公開条例第5条各号に規定する不開示情報が記録されていないものであること。

### 《情報提供の流れ》



### ①情報提供の手続き

市ホームページから「工事設計書等情報提供申出書」をダウンロードし、必要事項を記入した上で、工事担当課へ電子メールで提出。

※「工事設計書等情報提供申出書」は工事担当課ごとに作成し、それぞれ提出してください。

※工事担当課は随時更新される建設工事等一覧表で確認してください。

### ②情報提供の方法及び費用

情報提供の準備が整いましたら、工事担当課より、設計書のPDFファイルを電子メールで送付します。費用は無料です。